

令和3年度第7回教育委員会議事録

日 時 令和3年10月11日（月）

場 所 尾鷲市教育委員会 3F

議 題

報告事項

- (1)子育てHAPPYDAY「青空図書館」開催について
- (2)学校行事等について

審議事項

- (1)就学等に関する規則改正について

その他

- ・全国学力・学習状況調査結果について
- ・成人式について

出席者

教育長	出口 隆久
委員（教育長職務代理者）	森下 龍美
委員	北裏 佳代
委員	大門 利江子
委員	田中 利保

出席事務局職員

教育総務課長	森下 陽之
教育総務課調整監	植前 健
生涯学習課長	三鬼 基史
教育総務課長補佐兼総務係長	中川 健一
教育総務課総務係	山本 歩美

10:00開会

教育長: それでは、開会に先立ちまして、10月8日に濱口委員が任期満了ということで退任をされました。そして、本日から新しく田中利保さんが新たな委員ということで、今日から出ていただいております。まずスタートということで、ご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

田中委員: おはようございます。このたびの濱口先生の後を受けまして、委員になりました田中です。どうぞよろしくお願いいたします。知った顔ばかりなので、安心して来れるかなと思いますのでよろしくお願いいたします。少しでも尾鷲市の子どもたちのために、現場に一番近かったかなと思いますので、そのあたりでの話ができるかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

教育長: 田中委員につきましては、4年間の任期ということでこれから4年間頑張っていたいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、令和3年度第7回の教育委員会を開催いたします。前回の会議録署名委員は濱口委員と大門委員でございました。今回の会議録の署名委員は、大門委員と森下委員でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは事項書に沿って、進めていきたいと思います。4番の教育長報告でございます。

【主な教育長報告】

- 9月7日(火) 校長会
- 9月16日(木)～21日(月) 一般質問
- 9月22日(水)・29日(水) 行政常任委員会
- 10月5日(火) 校長会
- 10月6日(水) 東紀州教育長会議
- 10月8日(金) 濱口委員退任挨拶(市長訪問)
- 10月11日(月) 辞令交付式(田中教育委員)
- ※ALT ジェyson・ララ氏の赴任予定

以上で教育長報告を終わらせていただきます。なにかございますでしょうか。よろしいでしょうか、それでは5の報告事項へ参りたいと思います。まず一つ目の子育てHAPPYDAY「青空図書館」開催についてよろしくお願いいたします。

事務局:【説明内容】

- 子育てHAPPYDAY「青空図書館」について事業内容を説明

教育長: 今、「青空図書館」について説明をもらいました。この件についてなにかございますでしょうか。

A委員: わらべうたであそびましょう！とか蜜ろうクリーム、予約制は今何人くらい集まってるんでしょうか。

事務局: 「わらべうた」がまず8組定員になっているんですけど、4組の申込みをいただいております。家庭教育支援講座は、今、3人が申込み済みです。まだ、先生も、こういう形で自分のための良い香りがする自分だけのクリームを作ろうということですので。定員に余裕がありますので、もしよろしければお願いします。

教育長: 他よろしいでしょうか。はい、それではないようですので青空図書館についてはこれで終わります。続きまして(2)学校行事等について、お願いをいたします。

事務局: **【説明内容】**

○学校行事等(運動会・体育祭、修学旅行)について説明

教育長: はい、行事関係のことでなにかございませんでしょうか。はい。

A委員: 運動会の観覧の人数についてなんですが、これは各学校で決められたと思いますが、こちらの学校では6名まで、こちらの学校は2名までとなっているので、ある程度統一したほうが、良いのではないかと。また、観覧の件について、諸事情により保護者が見にいけない。それならば、日頃お世話になっている隣近所の方に見にいらしていただくとしたが、家族ではないので駄目ですとのことでした。その辺は、もう少し臨機応変にできないのか。

事務局: ある程度学校の裁量というのがありますので、学校判断が一番かなと思います。今おっしゃっていただいたようなことについては、現場の方にはお伝えしますので、その辺も配慮希望として話やお伝えはさせていただきたいと思います。

B委員: すみません、5番の向井小の家族19世帯の意味がよくわからないんですが。

教育長: 向井小の場合は、区割りがされていて、そこに簡易テントというんですかね、皆ご家庭でテントをご用意されて、19世帯分並んでおりました。先ほどA委員が言われましたように、差が見えてくるというのもそれぞれ不公平感もあると思いますので、そのあたりについては協議をしながら、こんなことがいつまでもあるのは困るんですが、まだ続くとするばそういったことも参考にしながら考えていきたい。そして、特に一番学校が悩んだのは、小さい学校の運動会は、地区の方もたくさん参加をしていただいて、地区の運動会も兼ねたような学校の運動会になっているケースがありますので、地域の方には大変申し訳なかったということを校長先生方は盛んに言うておりましたので、まだ今後続くようであれば、どうしていくのかということをお考えながら検討はしていきたいと思います。

また、小学校の各種発表会等があると思いますので、今のことも考えながら

どうするかということを決めていきたいと思います。ただ、もし感染したらどうしようかという思いも一方ではありますので、どの程度が安全なのかという意見は難しいですが検討していきたいと思います。他、行事関係いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは6番の審議事項に入りたいと思います。就学等に関する規則改正についてよろしくをお願いします。

事務局:【説明内容】

○就学等に関する規則の一部を改正する規則(案)について説明

※非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録を加えようとするもの

教育長:今、説明頂いたなかで、何かご質問等ございませんか。はい。

A委員:これは災害時とか地震とかであったり、学校が休校になってしまったと、その時にもされるわけですね。ただ全員だったら全員分、先生が記録をつけなくてはいけない。そもそも地震とかで、朝、地震が起きてしまいました。しばらく1週間くらい学校に行けないという場合、タブレットをどうやって各家庭に配るんですか。

事務局:いろんな状況にもよります。その時に判断するしかないのかなど。

教育長:オンライン授業が可能であった場合、A委員が言われたように大変大きな地震があつて1週間、学校へ登校できないという状況であれば相当な被害が想定されると思います。そういう場合にオンライン授業が成立するのかという問題があると思いますが、そこらへんは被害の状況によってどうなるかというところがございますし、それからこのコロナの状況の中でもいわゆる登校不安で学校に来られない子どももみえますので、それらの対応もこの中に含まれているだろうと思います。ですから、学校全体が閉じたつていう状況と、それから一部の子どもたちが学校に来られないという状況と2通りあり、そういう場合にこれを適用していきましようということですよ。

C委員:今回のコロナでもオンラインをやってるじゃないですか。普通の授業が始まってでも学校へ行くのが怖いという子どもたちは、今、オンラインの授業やっているんですか。それとも学校不安の子たちは、いなかったですか。

事務局:登校不安の子はいました。しかし、今現在オンラインの授業はやっておりません。ただ、学校では授業の様子を映して、黒板と授業風景を映してそれを見てもらうというのはあります。ただ、その著作権等の問題もありますので、先日の議会で認められたということで、そこからオープンで資料を全部載せれるように、それまではなかなか見ないとにくいものもあつたんですけどもその辺は考えてやっています。

教育長:ほか、なにかございませんか。オンラインに関しては、今までやってきたの

はオンラインよりもむしろタブレットの中に入っている問題集とかいろいろなものを活用して家庭学習にそれを活かしていこうというやり方が中心でした。そして、オンラインも最初は学校に来ていない子どもたちと言葉を交わそうというようなことを取り組んでいる学校もありました。そして、次のステップとして授業風景をおさめて、子どもたちがそれを見ながら、今日の授業はこういう中身なんだなというのを、理解をしてもらう。そして、次のステップとしては、やっぱり双方向になって指導者と子どもが繋がっていくという次のステップへ進まなければならないんですが、なかなか今の体制で、教室にいる子どもたちの授業をしながら、家庭にいる子どもたちの授業と双方向というのが、技術的にもなかなか難しいのではないかというふうに思います。一斉にみんなが休んでみんなとオンラインで双方向というのは、そちらのほうがむしろ簡単かもしれないです。だから2系統で授業をしていくのはかなり難しいと思います。ですので、あくまでもこれはそういう学校が予定をしている学習計画に則って、オンラインでうまく授業ができて一定の成果が感じられたと思われる場合にこれに記入していくということです。ほか、ご質問とかございませんか。これは、子どもの学習に関する記録ということで、就学等に関する規則の中に指導要録というのがあって、この毎年毎年の学習の状況を記録していくものがあります。その中にこれを加えようということです。規則の改正が必要であります。規則の改正につきましては、教育委員会の決定によって規則が改正できますので、先ほど事務局から説明があったこの中身について、規則改正をさせていただいてよろしいでしょうか。

※全員賛成

はい、ありがとうございます。それでは規則改正が認められました。今後このようなことがあれば記入していくということになります。どうもありがとうございます。それでは、審議事項を終わらせていただきます。次に7番のその他、全国学力・学習状況調査結果について、説明をお願いします。

事務局:【説明内容】

○令和3年度全国学力・学習状況調査結果について

教育長:はい、今、全国学力・学習状況調査の結果について報告をいただきました。なにかございますか。

A委員 :長文を読む力ってなかなか子どもってつかないというか。普段の読書が大事だと思うんですけど、いかにこう読書をさせるかだと思うんですけど、週

末に必ず1冊図書室で本を借りて一行でも二行でもいいから感想を書いてくるのを宿題にするとか強制的に読書をさせないと、読みなさい読みなさいだけだとなかなか。

D委員 :まず親が読んでるかということ。書斎やリビングなんかに本がたくさんあるかどうか。今更初めても遅いところがあるかもしれないが、やっぱり生まれてからそのあたりもあるやろし、新聞を今とってない家庭もあるでしょう。私の娘が尾鷲中学校の先生に教えてもらったのは社説を読めと。社説を読んでそれを毎日ノートに書いていきなさいと。要旨を書きなさいと。それでそれをしていたら、途中から社説を書いている人が変わったんじゃないのというようなことを言ってきたんです。つまり論調が違ってきたんでしょうね。そのことをその相談してきた子の親に教えて、読んでみたらどうと勧めたんですね。そんなふうにして家でやってみたらどうかと。

教育長:はい、事務局なにか読書に関してありますか。

事務局:おっしゃられるように環境というのは大事ななとは思いますが、子どもたちは、結構与えたら読みますね。で、読もうかなと思っていてもどういう環境かが大事なので、今は読書の時間だと決めて読んでいきますね。で、そういうのが身につけてきたら今度は自分が興味のあるものを読みだしたりとか傾向としてはあるので、非常に環境は大事ななと思います。

教育長:今読書については、この生活状況調査の中に家に何冊ぐらい本がありますかという調査が確かありましたよね。それで0から10冊とか500冊以上とか子どもが選択するんですけどもそういう家庭にどれだけ本があるかという調査があるということは、やっぱり子どもがどういう環境の中で生活をしているのか、本に対してどういうふうな接し方ができるのかということだと思えます。確かに周りに本がたくさんあって、その中で子どもが過ごす、そしてその中の本を子ども自身が選んで手に取るということが大変重要なことだと思います。ですので、そういう環境も含めてどうかということになるのではないかと思います。そして、読書に関してはこれもかなり難しい話で、強制すると本を読むのを嫌になるとかですね。そういうふうな反対の効果といいますかそういうものもあるので、そこはやっぱり子どもたちが楽しく読めるような手立てというものがどこかで必要になってくるし、読みたくなるような紹介の仕方というものも必要になると思うんです。

D委員 :子どもらは読み聞かせは好きです。保育園に行ったときに、読み聞かせしているときの子どもらの様子を見て、子どもらが本の世界に入ってる。物語は自分で創造するからいいんですよ。物語は読んで自分でいろんな主人公を創造していく。それがものすごく大事なことで。そのあたりは、小さいときに読み聞かせでどれだけ自分で物語を創造していけるかの訓練に

なっているのではないかなと。だから読み聞かせはとても大事。

教育長: B委員なにかございませんか。

B委員: 10ポイント以上平均が下がっているということは、その部分についての教え方に問題があるのではということで、読解力の件ですけれども私が学校に勤めとったときに、その学校で天声人語ノートとか複写を毎朝国語の先生を中心にやっていた気がします。毎日続けることで、書くだけでも違う。

教育長: やっぱり読むことも習慣化されていくことが大事かもしれません。ただ、そのところをちょっと乗り越えていくと今度は、読むことに集中ができるし、そこになにが書いてあるかということをつかもうとすることができるということだと思えます。いずれにしても、それほど結果としてよくないということは、これで明らかですので、よくないことをそのまま仕方がないなということにはならないと思えます。校長会では、B委員が言われたように先生の授業そのものがどうなんだという問題もありますので、授業づくりとして授業の改善をすすめていくこと、これをひとつと、子どもたちの授業への構えというものがやっぱり学級づくりと関係してくる。先生方がどういう学級を目指しているのかとか、あるいは、先生方が子どもたちに対して、授業を受ける心構えというものをどんなふうに指導されているのか、ここがやっぱり基本になると思えますので、ここに力を入れていただきたいということ。それから、学校だけの学習で力がついていけば一番いいんですが、やはり家庭学習の中でそれをもっと補強していく部分が必要であるということですので、この家庭学習に関して保護者の方々の協力をしてくださいということもお願いいたしました。これについては、親が教えていくということではなくて、親御さんが子どもの学習に寄り添っていく、見守っていくという姿勢を大切にしていきたい。それから学校でも授業をしていますと、あの子はちょっとこの部分が十分わかっていないなと指導者の側ではわかるんです。そういった子どもたちに対して、放課後10分でも15分でも今日の授業わかったかなと呼び止めてもらってもう一回してみるといった個人的な学習もですね、組み立てていただければありがたいということです。さらに、今のこの教育委員会の取組みの中でこれをさらに具体化をしていって、具体的になにをするかということを確認にしていって、学校と一緒に子どもたちの学力をつけていく、力をつけていくということにしていきたいと考えています。教育委員の皆さんにも、何かこんなふうにしたらもっと学力がつくんじゃないかという提案でもございましたらいただきたいと思えますけど、よろしいでしょうか。また、これは今回で終わる話ではございませんので、これから永遠と続いていくいわば究極の課題だと思いますので、また、そのときになにかございましたらご意見をいただきたいと思えますので、どうぞよろしくお

願います。それでは、学力調査についてはこの辺で置きたいと思います。その他なにかございますか。ところで、この学力調査の公表はいつになるんでしょうか。

事務局: 予定では明日、ホームページ上にアップする、今、決裁を待っているので終わり次第、早ければ明日、もしくは明後日になります。

教育長: そうすると学力調査がホームページにあがりますので、それはそっくりこのままあがりますね。今日のペーパーのものが明日か明後日にはホームページ上に上がりますのでご承知ください。それではその他ほかなにかございますか。

B委員 : 成人式は11月20日の予定のままで、何人くらいかな。

事務局: 対象者の方160人くらいの方には、案内状は送りました。延期という形になっていますし、ちょっとイレギュラーな形なので例年よりはちょっと少ないとは思っています。

B委員 : PCR検査などの義務付けはしないんですか。

事務局: そうですね、2週間の健康チェック表を付けていただいて、当日受付に提出していただくことになります。

教育長: 他になにかございますか。よろしいですか。そしたら最後、次回の開催日についてお願いをします。

※事務局と教育委員で日程調整

教育長: 11月16日火曜日の10時から教育委員会ということで。それではこれすべての議題を終わります。どうも今日はありがとうございました。これで第7回の教育委員会を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。

11:27閉会